

意見書案提出書

台風第15号を踏まえた早期の暴風雨対策を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和元年9月24日

神奈川県議会議長 梅沢裕之 殿

神奈川県議会議員	国松 誠
同	たきた 孝徳
同	田中 信次
同	山本 哲
同	田中 徳一郎
同	石川 裕憲
同	井坂 新哉
同	原 聡祐
同	中村 武人
同	浦道 健一
同	亀井 たかつぐ
同	嶋村 ただし
同	相原 高広
同	土井りゅうすけ
同	松本 清

台風第15号を踏まえた早期の暴風雨対策を求める意見書（案）

近年、毎年のように大規模な風水害が発生している。昨年は、平成最大の水害となった7月の西日本豪雨や、9月の台風第21号が、大変大きな被害をもたらしたことは記憶に新しいところである。

そして、本年9月の台風第15号は、非常に強い勢力で首都圏を直撃する事態となった。

短期間に集中する豪雨に加え、風速40mを超える記録的な暴風が各地で吹き荒れ、住宅の損壊やがけ崩れ、工作物の損傷、港湾施設や産業施設の被害など、多方面に大きな被害をもたらした。被害の全容はいまだ明らかになっていない。

今回の台風の特徴は、記録的な暴風による深刻な被害である。神奈川県においても、電線や電柱が被災し、随所で停電が発生した。鎌倉市内では、倒木と土砂崩れにより、通電が絶たれた地区の復旧が困難な事態となり、自衛隊の災害派遣を要請する事態となった。

また、千葉県では、広範囲で停電が発生し、復旧も当初の見込みを大幅に超えて長期化し、県民生活に大きな混乱を与えている。

今回の台風は、広域的な停電に加え、局所的な停電個所も多く、通信被害も発生したことで、被災状況の全容の把握が遅れ、被害が長期化する要因にもなった。

今後、激甚災害法の指定も検討されるものと思うが、指定がなされない場合においても、被害は深刻と言わざるを得ず、政府の適切な支援が必要である。

また、このような記録的な暴風雨が首都圏を直撃し、深刻な物的被害と長期の停電をもたらすような事態も想定した対策を立案することが急務である。

よって国会及び政府は、このたびの台風第15号による災害復旧に全力で取り組むとともに、今回の台風被害への対応を検証し、記録的な暴風雨にも対処しうる今後の対策について、電力会社相互の協力関係や法令の見直しも含めて、早急に検討し、対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
法 務 大 臣  
財 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
防 衛 大 臣  
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣  
(防災)

殿

神奈川県議会議長